

## 大分市自治基本条例検討委員会 第10回理念部会 議事録

日 時 平成22年8月23日(木) 10:00～12:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

### 【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明  
の各委員(計6名)

### 【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾  
同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計6名)

### 【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見)

### 【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明

### 【傍聴者】

2名

次 第

1. 開会
2. 議 事
  - (1) 条文案の検討について
  - (2) その他

### < 第10回 理念部会 >

事務局

それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会 第10回理念部会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日は、先週、皆さまのお手元に送付いたしましたものと同じ資料をお手元に配布しております。

それでは、本日の議論の論点について、ご説明します。先般の7月27日の全体会におきまして、理念部会の中では、「目的」、「基本理念」、「基本原則」等を整理していくことを確認しております。

この際に、事務局に対して現行案を全体の条文の中に当てはめたときに訂正すべき点はないか、整理するよう宿題をいただきました。今回のペーパーはその回答ということでございます。

それでは、議論に先立ちまして資料の細かい説明をいたします。なお、今回は、前文については触れておりません。以前もお話しをしておりますけれども、前文は最後まで議論が続くものと認識しておりますし、条例として形をなすためには、それぞれの個々の条文がある程度固まらなければ、素案として成立しないと考えているからでございます。前文の議論につきましては、本日、時間的に余裕がありましたらお願いしたいと考えております。

それでは、順次ご説明いたします。まず目的についてでございますが、1ページをご覧ください。

今までの議論の中で、目的の中に「自治」と「まちづくり」の表現が混在しているというご指摘をいただいております。これは、大分市自治基本条例の中で「自治」と「まちづくり」という語句の使い分けの整理が十分ではなかったことによるものと考えております。先般までの議論の中で、「自治」と「まちづくり」という語句の使い分けについては、委員の皆さまに大方のコンセンサスを得られたのではないかと考えております。

これを前提に、今回事務局の方で調整をさせていただきました。まず、目的についてというところを見ていただきたいのですが、今回の調整で、目次と目的を見れば、その条例が概ねどのような形で構成され、何を目的としているかがわかる形になっていると思います。

まず案 ですが、これは、現在までの案を条例の姿に合わせて表現を修正したものです。青字の所が今までと表現が違うところでございます。読み上げたいと思います。「この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及びその実現のための自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割及び責務、行政運営のあり方並びに協働によるまちづくりの基本となる市民参加について定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」としております。

この中で、今までと全く表現が違っているのが、「市民、議会及び市長等」というところでございます。今までは、「市民、議会及び行政」というふうに表現していましたが、今までの議論でも『執行機関』という表現の仕方が一般市民にわかりづらいのではないかとご指摘等もございました。その中で、「執行機関」を「市長等」というふうに統一しましょうという流れがありましたので、こちらでも同様に表現の統一をいたしております。

その次に、案 でございますが、「この条例は、本市における自治に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割及び責務、行政運営のあり方並びに行政運営及び市民参加について基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」としております。この案は、今まで「協働」という言葉が全体会の中で非常に議論になっておりました。この「協働のまちづくり」という言い回しを使わない場合にはどうなるかということで調整をしております。

最後の案 でございますが、こちらについては条例の骨格になるようなところだけを表現しようとしたシンプルな案ということでお聞きください。

「この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参加の推進その他の協働によるまちづくりを進めるための基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」としております。

お気づきの方もおられると思いますけれども、今までお話しした3つの案ともに今現在の大分市自治基本条例のスタイルをなぞった形の表現となっております。

次に、2ページ目の基本理念に移ります。基本理念につきましては、基本的に、「自治基本条例」という名称は別として、「自治」という仕組みの中での整理ということで大方コンセンサスをいただいているのではないかと思います。

ですので、基本理念につきましても、「自治」に係るものであるということを確認にする形としております。

案 はそれを頭の文章で表現しようとしており、「本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。」という形で「まちづくり」という表現を残しながら、「自治の基本理念」という表現をすることによって、大分市自治基本条例の自治の姿の基本であるという表現をしております。

案 でございますが、前の文章は変えていないのですが、2項に「本市の自治は、前項に定めるまちづくりの基本理念を実現するものでなければならない。」という一文を加えることによりまして、1項の部分を実際立たせるというような形をとっております。

次に3ページの基本原則になりますが、こちらについては、内容についてはまだ議論の余地があると思いますが、ここは表現を全体に合わせるということで終わっています。

この条文の主語につきましても、「本市は、」というところから始まりまして、「本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。」として、自治の基本原則ということを確認しております。「(1)市民総参加の原則 全ての市民がまちづくりに参加すること」というのは変わっておりませんが、「(2)情報共有の原則」では、「市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること」ということで、従前は「市政運営」という言い方をしていたのですが、市民、議会、市長等が共有するのは情報は市政に関するものではないかという内部の議論がありましたことから、「市政」という表現にしております。

最後に4ページ目でございますが、語句の定義でございます。先ほどもご案内しましたが、「行政」という表現につきましては、「市長等」ということで表現を統一しております。それにつきましては、定義の追加案の3番目、「市長等：市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関をいう。」としております。

また の総合計画でございますが、これは理念部会ではないのですが、それ以降のところでは総合計画という表現があり、これについて市民の方に、それが何か理解をいただくために、基本構想、地方自治法に定めがあるものですね、これと基本計画を合わせたものをいう、という形で考えております。

表現についてはまだ確定したものではありませんが、こういった形のものを加えていくと良いのではないかとご提案でございます。

また、事務局では、条文の内容ではないのですが、章立てにつきましても、

<p>部会長</p>	<p>基本理念等を別章立てにした方が、より全体として整理しやすいのではないかという意見もありましたので、これについても話をしております。</p> <p>これにつきましては、次回全体会等の中で全委員さんにおはかりしていきたいと考えておりますので、これらを念頭において本日はご議論いただければと思います。</p> <p>それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、4ページにわたって資料があるのですが、1ページずつ議論をしていきたいと思います。</p> <p>まず、「目的」についてですけれども、今それぞれ趣旨を交えて説明いただいたとおり、案が3つあるわけですけれども、この「目的」の見方として何かご意見があったらよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>私の第一印象としては、やはり「ちょっと読みにくいな」という感じがありまして…。やはり、いくつかの要素を接続詞でずっと繋いであるんですけども、これが一般の人にわかりにくいという印象を与えるんじゃないかという気がするんですね。そういう構文の部分と実質的な意味合いの方も含めてご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>他の自治体で、「この条例の目的とするところは次の3項である」みたいな形で、別れて文章を短くしている…、今の部会長さんのお話の通り、3つの要素を一つの文章の中に全部入れてしまうというのはちょっと無理があるような気がするんだけど、そういう表記をしている事例があるのだろうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1条の目的規定にですね、そういった号をつけるのは、あまり…。</p>
<p>委員</p>	<p>無いよなあ。ただ、その方が親切じゃないかっていう気がする。今、部会長がおっしゃるとおり、ここに3つのファクターがあるよね。「基本原則を明らかにすること」、「役割を定めること」、「自治の実現を図ること」という3つの要素を、一つの文章の中に全部入れてしまうっていうのは難しいだろう。</p>
<p>部会長</p>	<p>いくつかの要素を、まず「基本理念及び」の「及び」という接続詞を使っているんですね、次の行にいくと「とともに」というのが一つ入ってくる、さらにその次に「並びに」というのが入ってくる。「及び」と「とともに」と「並びに」…、どういうふうな文なのかなと…。</p> <p>法律家はおそらくこれが理にかなった正確な表現だというふうに多分、おっしゃるんだろうと思うんですけども、一般市民のレベルでいくと…、気になったんですね、これ。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに、今まで皆さんにお示した他都市の資料を見ましたけれども、大体一文で終わっていますね。また、部会長さんから「及び」、「とともに」、「並びに」とか紛らわしいんじゃないかご指摘がありましたけれども、大概そういった3つの言葉で結んでいるようなところですよ。</p>

部会長	だから、プロはこれが一番ぴったりするんでしょうけれども、アマチュアにはどうかと…。
委員	法制室は条文を小分けをすることに抵抗はあるのかな。
法制室	項なり、号なりで目的を分ける場合というのは、通常第1条の中で分けるという形はとりませんで、第2条、別に規定をすべき内容を定めている場合がある…、ただ、今回第1条の中に入れておりますのは、この条例の中の全体の構成と言いますか、これを表すという意図もございましたので、分けるとすると逆にわかりにくくなるという気がいたしております。
委員	<p>基本的に目的なので、「この条例は、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」というのが基本ですよね、そのためにいくつかのことを明らかにしていくという文章じゃないかと思うので、目的は一つなわけだから、その一つをもう少し簡単に書いて、後、そのための取組みをどうするのかというのを今のご意見を参考にしながら検討したらどうかと思うんです。</p> <p>確かに一文でこれだけ長い文章というのはなかなか大変ですよね。案にしてもにしても、大分、長い長いですね。</p>
部会長	普通、一般市民のレベルで言えば、箇条書きにするなり項目立てして小項目で分けてリストアップするところを、ぎゅっと圧縮して一文に収めてしまって、それを次の段階で分解するという形になっていくと思うんですよ。そこで、さあ、これを読みこなせる人がいるのかどうかっていう…。何か良い知恵は無いですかね。
委員	<p>中学生以上なら読んで「なるほど」とわかるようなものにしたいという我々の最初からの望みがある以上、これはちょっと問題があるよね。</p> <p>だから今、委員さんが言ったように、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」というのを大目的として上に挙げておいて、そのために後に2つ3つ、ここに書いてあるようなことが項か号で括れないんだろうか。</p>
法制室	<p>今ご提案があったような形で、まとめるといたしますと、今思いついたことなんですが、第1条の目的のところを、「この条例は、本市における自治について定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」と定めて、第2条で「この条例において定めるべき事項」ということで、各項目を号として表すことは可能であろうと思われまます。</p> <p>それができあがるかどうかは、文章にしてみても意図するところが伝わるかということはありません。特に、ちょっと心配なのは、各定める項目のつながりですね。それを見て取れるかどうか、バラバラに定めたような文章にならないか、そのところがちょっと心配なところですね。</p>
部会長	事務局調整後案 のところで膨らんだ部分を削り落として、「自治の実現を図ることを目的とする」で締めくくれば、この部分はものすごくわかりやすくな

	<p>るわけですね。ただ、その次のつながりをどういうふうに受け止めていけるかがちょっと、また工夫がいるという感じですね。</p>
事務局	<p>分けたことによって、一つひとつの言葉はわかりやすくなっても、総体で考えたときにつながりがわかりにくくなるという可能性はあります。</p>
部会長	<p>そうそう、だからつながりの部分を、受け渡ししていく部分をかなり工夫しないと、どこにつながっているか訳がわからなくなってしまって困りますよね。だから、難しいって言えば、難しい…。これの方が良いって言えばこれの方が良いんだけど。</p>
事務局	<p>例えばなんですけれども、皆さんのイメージとして、今シンプルにするという案がありましたし、シンプルにし過ぎるとつながりがわからなくなるというお話もありましたけれども、例えば、今お示ししている案の中でシンプルにするのであれば、「これとこれの要素さえあれば私たちの意図するところが表現できるのではないか」とかですね、「一文で長くなるけれども、後ろの条文へのつながりとしてはここまでは残しておいて良いんじゃないの」とかというようなご意見は出せますでしょうか…。</p>
部会長	<p>多分、ここで議論していても、その部分は意見を出しにくいと思うんですよ。「全体のつながりでどうか」と言われると、頭の中がそこまで整理出来ていないものだから。皆さん方は整理出来ているからすっと見えるかもしれないけれど、どうですかね。</p>
法制室	<p>部会長、よろしいですか。こちらの三案を検討した過程をちょっと説明させていただきたいのですが。</p> <p>まず、私どもの方で条例の中身を全てなぞって作ったのが、案 でございます。ご指摘の通り、この案 はかなり長くなっておりますし、文章のつながりもわかりにくいという反省がございまして、少し削りこんだ形が案 でございます。案 を作ったときに、大きなポイントといたしまして「基本理念」という言葉が削れております。で、この「基本理念」を生かそうとしたときに少し見直した形で案 を作っております。そういう形で議論をいたしました。</p> <p>ですから、なるべく絞り込んだ形で、ということであれば、案 が一番絞り込んだ姿ということになります。これでもかなり長い、4行に亘る文章でございますので、「もう少し絞込みを」ということであれば、また事務局の方で再度全体会までに調整したいと思っておりますので。</p>
部会長	<p>いかがですか、今の説明で。</p>
委員	<p>130字か、一文で…。</p>
部会長	<p>調整案 と と比べたら、の方がわずかに短いわけですがけれども、何か、見た感じでは良く整理されたような印象を受けるんですけれども。</p>

委員	<p>ちょっと良いですか。 の例の一行目の「自治の基本原則」になっていますよね。これが「自治」のままにされているっていうのは、どういう...、とどう考えたら良いのかっていうのと、二行目の最後の方に「市民参加の推進その他の協働によるまちづくり」っていうのは...、その辺何か、「市民参加の推進その他の協働」というのは別に何かあるのかなというイメージがですね。</p>
法制室	<p>はい、その点についてご説明させていただきます。まず「基本原則」、「基本理念」、これは次のページでご議論いただくところではございますけれども、今の案の「基本理念」、これをどのように捉えるか、それによって表現がちょっと変更せざるを得ないかなというふうに考えております。もともとの案は、「自治の基本理念及び基本原則」といった表現でございましたけれども、今の案で見ますと、基本理念はどうしてもまちづくりの基本理念であろうというふうに見えますので、案 の一番最初のところで、「まちづくりの基本理念及びその実現のための自治の基本原則」というふうに捉えております。</p> <p>ちょっと長いので、最終的に目的とするならば、「自治の基本原則」ということであれば、「基本理念」はその前段に位置するような指導原理であるということ、第1条から削除して構わないのではないかとということで、案 では自治の基本原則だけを提示しております。ただ、「いや、そういうことではない、基本理念もやはり重要なものなので並行で書かなければならないんだ」というようなご議論であれば、案 にありますように、「自治に関し、」として、特に明記せずに、「基本理念・基本原則」というふうに書く方法があるという3つの形がある、これをご提示させていただいております。</p> <p>そして、後段の「まちづくりを進めるための基本となる事項」、ここの部分でございまして、案 と の大きな違いといたしましては、「市民、議会及び市長等の役割分担」それと、「行政のあり方」、そして、「行政運営」、「市民参加」この4つが並列で記載されております。案 では、「市民、議会及び市長等の役割分担」と「行政運営の方法」、「市民参加の推進」、この3つが全て協働によるまちづくりを進めるための基本事項の一部であるという整理をしております。</p> <p>実は、この辺のところは、どちらの形が良いのかちょっと考えあぐねているところではあります。全体の構成の中でこの3つなり4つに集約できるのであれば、やはり案の方がよろしいのかとも思いますけれども、この枠組みの中に捉われない規定が意図として入っているんだということであれば、案のように「その他」ということで少し範囲を広げるのが有効であろうと思います。細かい話で恐縮ですが、そういう考え方で案 、 の違いを説明させていただきました。以上です。</p>
部会長	<p>何かご意見ありますか。今のご説明の趣旨だと、 の案というのが非常にわかりやすくなってくると思うんですけども、これと後の「基本理念」または「基本原則」のところ、それなりに上手につながりが取れていけば...。これは と比べるとずっと読みやすくなっていると思うんですね。だから取るとすれば私の感覚では がわかりやすいのかなという感じがするんですね。</p>

副部会長	<p>やっぱり、何でも骨格になる部分が一番大事ですよ。読んだときにすごくわかりやすい気がします。骨格になる部分というのがね。</p>
委員	<p>起承転結になっていると思うんですが、この条例は「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」というのを一番前に書いて、後に付随的な文章の作り方をすると、一行読んだだけでどなたもわかるんじゃないですか。</p>
部会長	<p>この案の中身を二段階に分けるわけですね。要するにこの条例は何を目的とすると書いてしまって、後に続く二行くらいを補足説明的に付け加えるという形ですね。そういう構文の仕方もありますね。</p>
委員	<p>良いですか。私は、文章が長いということを除けば、案が一番、今まで我々が論議してきた条例全体の姿をそのまま凝縮した部分になっていると思います。案と はちょっと無理があるんですよ。例えば、案 で言いますとね、「市民参加や協働のまちづくりを進める」あるいは「推進」という言葉を使っておりますが、 は使っていません。それは前提として当たり前のことだから、それをどういう形でやるか決めましょうということを行っています。ではそれを推進しましょう、今は不足しているからさらに推し進めましょうという言い方になっています。これは短くしたわけじゃなくて、性格が変わっています。</p> <p>そう意味で、私の方が私たちが論議してきたことから外れていないと思います。ただ、長いんです。</p> <p>それで、今、委員さんも言いましたし、最初の部会長さんの印象とも重なるんですが、条文で分けて章で括るなり、何か別の考え方でやって、無理して一つの、この百何十字だかの文章にしまわなくても良いんじゃないかという気がします。</p>
部会長	<p>は量的にも多いということもありますけれども、接続詞が本当にきちっと使われているということが、読み手にわかるのかどうかということが疑問に思うところもあるんですね。さっきも言いましたように、「及び」と「とともに」と「並びに」というのがね。それで3つか4つに分かれているそれぞれのフレーズってというのが、どういう関係にあるのか、3フレーズ並列なのか、それともその中の小さな括りがあるのかね。そこら辺がわかりにくいかなという、そういう印象から「なんだか読みにくい文章だな」という頭がボンって入っちゃうものですからね。</p>
委員	<p>接続詞の使い方に法令上のルールがあるのかな。</p>
法制室	<p>はい、ある程度ございます。「及びに」と「並びに」は、「並びに」を大きいつながりに使うというルールがございます。</p>
部会長	<p>大括弧、中括弧みたいに。</p>



法制室	<p>そのルールを知らないと、確かに、ここはなかなか読みづらいだろうなというのは思います。なるべくそれを使わないようにしたのが 案、 案なんですけれども、 案ですと、そういう部分はかなり解消されているのではないかなというふうに思います。</p> <p>もしよろしければですね、この場で最終結論というのは難しいでしょうから、全体会までに 案と、さらに今日ご提案いただきました本来の目的だけに絞り込んで内容は別途記載するというのと、二案併記で全体会でお諮りするという形でさせていただけますでしょうか。少し時間をいただいて考えてみたいと思います。</p>
部会長	<p>それは結構ですけれども、今の議論みたいなのを全体会で出すほどのことかどうかというのがあるんですけれども、何かまとめた...、これでいくぞというような。</p>
法制室	<p>はい、わかりやすさという点でご議論いただければよろしいのではないかと思います。この 案をベースにした形で、意味が変わっているというご指摘もいただきましたので、少し見直しをさせていただいて、もう少し練り込んでご提示したいと思いますので、それで十分意味が通るのであれば、コンセンサスを得られると思いますし、まだそれでもちょっと難しいということであれば、別の形を...。ただ、そちらの形は先ほど申し上げましたとおり、全体のつながりが少し不明確になるというのが懸念されます。そこを上手く解決できるか、これから考えてみますけれども、結果的にはただ単に並列で書くだけということになりそうなので、その分、いずれしても~~をお借りするということになるのかなと、その点でご準備いただければと思います。</p>
部会長	<p>どうですか、この点。今の事務局の話で...</p>
委員	<p>責任逃れをするような言い方になるけれど...、逐条解説は誰が作ることになるのかな。</p>
事務局	<p>事務局が作ります。</p>
委員	<p>その際には、この目的で、140字の長文になったものを、消化したような、噛み砕いたような表現が出来るのであればね、全部きちっとした姿を凝縮した形で、だけど逐条解説で、ちょっとわからないなって首をかしげたときにはこれを見るというふうな形に出来ればそれが良いんだけど。</p>
事務局	<p>わかりやすいのはある程度、一番目的としているものは何なのかというものを示して、その解釈の中で「全体としてはこういうふうな形で構成しておりますが」というふうなものを見せるのがわかりやすいのですけれども、案 に示しているように、全ての内容を網羅しているような目的がですね、果たして市民の方にわかりやすいのかと言ったら、ちょっと逆の考え方も出るのではないかなという気がしております。</p>

<p>部会長</p>	<p>ですから、今いただいたご意見と同じような考えをベースに内部でも話をしたんですけれども、市民から見たときにどうなのかなという、そこをもうちょっと整理しなきゃならないんじゃないかなと思うところも話をしましたけれども、ここのところにもうちょっと力点を置いて整理したいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>私たちのところでは決定的なものをというとは何も...、短時間で出せと言ったって出せないわけですし、それからやはり、プロの目を見た場合に、おかしいことでは困るのでね、今言われたような形でもうちょっと議論していただければ、案作りをやってもらえればありがたいんですけども。</p>
<p>部会長</p>	<p>当然、これが基本理念、基本原則と流れていくということになりますので、そうしたときに、基本理念、基本原則はこういう表現でわかりやすいのかというのもですね、同じ課題になろうと思いますので、そこも踏まえて。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本理念、基本原則のところに出てくる項目で、それに上手くつながりさえすれば、渡し舟さえつければわかるよということだったら、ここはもう、目的の方はうんと簡略化した表現で、ぎりぎりわかれば良いという程度まで圧縮出来ないことはないと思うんですけどもね。その辺はまた議論していただければと思います。</p> <p>そうですね、お時間をいただいて。おそらく前文と同じように、「目的」、「理念」、「原則」はですね、最後まで議論の対象になるのではないかというふうに考えております。</p> <p>これがすっとできるようだったら、皆苦労はないと思うんですが、これをずっといろんな意見をお聞きしながらですね、最後どういう形で...、当然議論に参加されている方はある程度理解を示していただけると思うのですが、一般市民から見たときにですね、果たしてどれくらいわかるかというふうな視点で整理が必要になってくるんじゃないかなと思っています。</p> <p>まさにそういう意味で調整をしていくというのが今後の課題になってくるというふうに思っていますので、今いただいた意見をですね、全て私ども受け止めて、そして、また次のステップでどういう形でお示しできるかわかりませんが、そこでまた「わかりにくい」ということであれば、また修正をさせていただくことになろうかとも思います。</p> <p>この辺を若干繰り返すということになろうかと思っておりますけれども、ご了承いただきまして、再度案を提示させていただきたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次の2ページにまいります。基本理念と、次の基本原則...、両方並べてみてご意見を賜りたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>この前、基本原則の「平等と機会均等」がちょっと問題になっていたんですが、あれは良かったんですかね。基本原則の3項目目に入れるということで、特に問題は無かったですよね。</p>

	( 同意の声あり )
部会長	それでは、これは良いですけども…。
委員	この案 のように、こういう形で強調している事例はあったのかな。基本理念の…。
事務局)	基本理念の案 のところですか。こちらは、事務局内部で話をする中でですね、最初は、案 のような流れで何とか整理ができないかという話をしてあったんですけども、前の文章でいろいろ言わないで、今まであった文章を生かして、なおかつ「自治の」基本理念ということ強調するにはということ考えたときに、2項を作ると、前の1項にもう一回返って、再度ここをよく読むというような形になるよと、法制室とも話す中でそうした案が出てきまして、2項に前を強調するようなものをつけたらどうかというものが案 になります。 他市を参考にしているのではなく、若干テクニク的かとも思うのですが、前の文はそのままにこれを強調するのであればということで作っております。
部会長	案 の第2項についてどうですか。
委員	これは市民に言っているんですね。当然、市民に対して…。市長に対しても議会に対しても言っているんでしょうけれど、市民に対しても言っているわけですね。
事務局	はい、そうです。
部会長	これは言わずもがなだと私は思うんだけどなあ…。
委員	私はそのときに、「ねばならない」とされると、どうなのかなという気がするんですけど。
委員	事務局では、この二つは何対何でどちらが良いということだった？
事務局	私は条例をあまり読みこめない方だと思うのですが、案 がスムーズに流れるかなというようなイメージがあるんですね。ただ、皆さんと同じように、資料を家に持って帰って読んでみると、言われてみるとの話なんですけど、2項があると1項が際立つなというのは思ったんですね。 ただ、確かに委員さんがおっしゃるように、「ねばならない」というところは考えてしまいますね。
部会長	パブリックコメントなんかでこういう文章が出てくると、何か違和感があるんじゃないかなという気がするんですね。

事務局	案の方で意は尽くされているということであれば、形としてはその方がノーマルかなとは思いますが。
副部長	案の方が良い。
委員	案以上に強調する必要はないんじゃないかなという気持ちは私はあるな。
副部長	結局は一番最後、2項の方に、最後に「基本理念を実現するものでなければならぬ。」とあって、は「実現することを自治の基本理念とする。」と書いてありますよね。だからの方がすっきりしていると思うんですけども、私は。
部長	もう一つ追い討ちをかけているような感じですね。
副部長	もう十分前の方で言っているのに。
委員	確かに強調はされている。 小さいことなんですけれども、の案にしてもの案にしてもそうなんですけれども、例えば、「本市は」という後に句読点がないんです。私はどこかで点を入れたいという想いがあるんですけども、「実現することを」の後に点があるのかなあと。無いからいけないというのではなくて、読む側はどこかで区切らないと読みこなさきらないんじゃないかなと思うんです。
部長	ワンセンテンスが長すぎますもんね、この所。
委員	むやみやたらに点を入れる必要は無いと思うんだけど、やっぱり一定の長さのときにはどこかで点を入れて欲しいなと。
委員	これも法制室に聞きたいな。
法制室	それはもう、お好みの…。
委員	慣習だから仕方がないのかな。
法制室	私たちは通常文章を作るときは、よくこれくらいの長さの文章を作っていますので、「わかりにくい」ということであれば点を打つのは構わないと思います。
部長	これは点を入れても特に意味が変わるわけではないですね。だから、他の文章と比較して点を入れた方が読みやすいという感じが強くなってくれば入れるということで別に不思議はないと思いますけれども。そこらへんは事務局にお任せしても良いんじゃないでしょうか。

法制室	それは構いません。
部会長	<p>ちょっと「読みやすく」にこだわっていますからそういうところがいくつか出てきますよね。これは第2項は違う...、違和感があるので。</p> <p>「市民協働」という理念が、今までの地方行政と全く違ったことを訴えているわけで、私は、そのギャップを市民が本当に上手く乗り越えてくれるか、まだ難しい感じがするんです。もっと、やっぱり時間が経てばだんだん、良くなってくるんでしょうけれど。</p> <p>それと「市民協働」という言葉があまり皆に浸透していない段階でこれを出すっていうのが非常につらいところがあるんですけど、そういう意味からすると「実現するものでなければならぬ。」というのは厳しいかなと。</p> <p>後、案 と と比べると次に関わる事項が違うんですね、ちょっと。後、三項目は問題になるんですね。(1)、(2)、(3)がね。</p>
事務局	<p>この形は、今までの案をあまりドラスティックに変えても、今までの議論の経緯もございまして、ここをいじってしまうともう一回、再度この中の議論をやり直さなくてはならないということもありまして、法制室とも話をする中では、皆さんに今まで議論をしてきていただきました経緯を尊重する形で、その中で、理念部会以外の部会の方からのご指摘があったものをクリアするとしたらどうなるかという話でありますので、この内容については特段手を入れていない状態ですね。</p>
部会長	<p>ということは、どちらが本命ということですかね。</p>
事務局	<p>本命と言うと事務局から言えないんですけども、今の皆さんのご意見を伺っておりますと、この部会としては案 を主体に考えていった方が良いのではないかというご意見が大勢ではないかと思っておりますので。</p> <p>やはり、大分市自治基本条例は市民の皆さん、委員の皆さんのご意見を基に作っていくという組み立てでございますから、委員の皆さんのご意見を尊重して案 を主体ということでもまとめさせていただければと思うんですけども。</p>
部会長	<p>どうでしょうか皆さん、事務局はこのように受け止めておられますが。特に問題ないですね、これは。</p>
委員	<p>良いんですけども...。蒸し返しているだけなんですけれども、以前の文章と今の調整案と基本的には同じということですけど、「基本理念」が「自治」に係るものであると明確にするということを受けてのことなんじゃないかな...。</p>
事務局	<p>そうですね、最初にこちらの書き方をするとき、事務局で調整したと思うんですけども、「まちづくり」という言葉が非常に使い勝手が良かったということがございまして、「自治」と「まちづくり」ということをきちんと明確にし</p>

	<p>ていなかった。</p> <p>最初のときも議論が十分でなかったという反省もありましたので、前回の「自治」と「まちづくり」はどう違うのかという議論、そして大分市自治基本条例はどちらに軸足をおいて考えるのかという議論をいただきまして、自治に関する基本条例というコンセンサスをいただいたと思いますので、となると、やはり基本理念につきましても、そういったところに軸足を置いた表現になっていないと整合性が取れないのかなというところがございます。</p> <p>ですので、まちづくりの基本理念となってしまいますと、また前回までの議論になってしまいますので、自治の基本理念とするにはどう表現すれば上手くいくのかなというところで内部で議論したのが、まちづくりを実現することを自治の基本理念とすれば繋がるのではないかというところですね。そういう形で調整をさせていただいております。これではどうしても自分達の意が尽くせない、通らないということであれば、また考え直さなくてはならないんですけども。その点についてはいかがでしょうか。</p>
部会長	どうですか。
委員	良いんですかね。改めて考えるとまた混乱してくるんですけども…。
部会長	今の形の説明で良いですかね。
	(はいの声)
部会長	それでは、そういったことで、案の「本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。」ということで収めるわけですね。
事務局	そういったご意見をいただいたということで調整いたしたいと思います。
部会長	その次に行く前に中身の議論は済んでいたんですかね。箇条書きの。これは議論しなくても良いですかね。
委員	これはもう…。
部会長	(3)の「協働のまちづくり」っていうのは、「市民協働」でなくて良いんですかね。大体…、全体から見て。
事務局	逆に私から見て、「市民協働」と言うと、市民と協働しなければならないというふうになるのかなという点で、「協働」と言うと市民と行政という場合もありますし、議会と行政、市民と議会という場合もありますし、そういうイメージからすると、理念とするのであれば、「協働のまちづくり」というのは、市民も当然ですが、あらゆるところで協働というパターンはいろんな組み合わせがありますので、そういうことから考えますと収まりが良いのかなと思ったりしたんですが、それで皆さんこれで落ち着いたのかなと私は勝手に思っていました

	けれど。
部会長	良いですか、これは協働のまちづくりということで。
副部会長	はい。
委員	<p>ちょっと良いですか。(1)なんですけれども、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」というふうになっているんですけれども、「幸せな暮らしを実現するまちづくり」とは違うんでしょうか。</p> <p>今の文章は「目指す」ことが目的になっているんですけれど、「実現する」では…。</p>
部会長	なるほど…。(2)や(3)には目指すは無いですからね。終着駅は「市民主権」であり、「協働」であるわけですから…。どうですか。
委員	自分で言って混乱しちゃうんですけれどね。
事務局	直接的に意志が強く現れると言いますか…。
部会長	「目指す」がつく方が意思が非常に強く感じられるということですか。
事務局	というより、「目指す」というよりも「実現する」とすると直結しますよね、実現に。「目指す」とするとワンクッションおかれるような感じになるという印象は持っていますけれども。
部会長	さあ、皆さんがどういう受け止め方をするだろうか。他には「目指す」がなくて、ここだけ「目指す」があるわけですけれども。
委員	私も今、言った後からそっちの方がきついかかと。
事務局	きついと言いますか…。
委員	直接的ですね。
事務局	そうですね。
委員	本来、福祉のまちづくりということで考え始めて、福祉という言葉では限定されるというところがあるので「幸せな」ということを入れましょうということでコンセンサスができた経過を考えれば、今の委員さんの意見の方が我々が最初に言い始めたころの考え方に近いよね。ただ、文学的な表現からいくところの方が、「幸せ」は常に追い求めるものだということから考えると、「目指す」ものだという方が…。

委員	言い出したんですけど、とりあえず、これをお願いします。
事務局	では、この項目3つはこの形で全体会にご提案するという事によろしいでしょうか。
部会長	今まで他の部会から、これについて異論は出てないんですか。
事務局	「まちづくり」と「自治」が混在しているということについては、ご指摘を受けたと思うんですが、中身については...、それほど議論にならなかったのではないかと思います...
部会長	<p>それでは、このまま出すということですね。案で。はい、それでは、この問題はここでまとめて、次に進みます。</p> <p>3ページの基本原則ですけど、これについてはどうですか。で、「市長等」というのが出てきましたけれども、「市長等」は問題ないですね。</p>
委員	「市長等」はむしろこれで、整理がきちっと出来たと思います。この表現でおそらく...、替えは無いよな？
部会長	良いですね。それでは他に。特に無いですか。
委員	大分市の情報開示は100%なんですか。
委員	高い評価を得ています、全国的に。
委員	もし、仮にあったとしたら、これを楯に取られて開示をするとか...
委員	もちろん、情報公開法という法律がありますから、個人情報保護法とか。それは法ですから、条例でなくて。それに抵触する部分は開示できませんから。
部会長	<p>それを忠実にきちっと分けて、対応できているということで全国的に高い評価を受けているということですか。それでは、表現のところはこのままで良いですか。</p> <p>それでは先に進みます。4ページ、これはどうですかね。市長等の内容は良いですね。市長、教育委員会、選挙管理委員会その他...、ということで抜け落ちは無いですね。</p>
委員	ちょっと参考のために聞かせてくれれば。執行機関の中には公共団体も入るのかな。
法制室	公共団体は入りません。
委員	入らないんだな。だから、他の地方自治法とか、総務省関係以外の法律で括



	<p>られた地方公共団体については、自治基本条例の傘下にはないと判断しても良いかな。</p>
法制室	<p>一部事務組合とかは、そういう中に…。</p>
委員	<p>農業委員会とか、いくつかあるよな。</p>
法制室	<p>農業委員会は入ります。</p>
委員	<p>農業委員会は入るの？</p>
法制室	<p>はい。農業委員会、公平委員会、監査委員まで入ります。自治法の中で括っておりますので、特にこの規定の中で自治法に限定しておりませんので。 自治基本条例の性格上、市におかれる執行機関ですが、農業委員会も含めて入るといふことによろしいかと思ひます。</p>
委員	<p>財産区とかは入るの？</p>
法制室	<p>財産区はですね、執行機関ではなくて特別地方公共団体という括りですので、そういうものは入らないと思ひます。</p>
委員	<p>入らないの。やっぱりいっぺん、整理したやつをくれないかな、その他の執行機関に相当するものと相当しないものを。市が抱えている、予算上で裏付をしている機関の中で、これは執行機関の中に入りますよ、これは入りませんよというのを。</p>
委員	<p>良いですか。二つあるんですけども、このペーパーでは「いう」が漢字になっているのとそうでないものがある、これは多分ひらがなじゃないかと思ひただけけれど。それと、追加の総合計画の方で、総合計画は、基本構想と基本計画をいうのか、ただわかるだけけれど、これは基本構想と基本計画は別に説明して欲しいという気がしないでもないだけけれど。</p>
部会長	<p>これも読みにくいんですよ。</p>
事務局	<p>これはもうちょっとわかりやすく定義づけするということ、そういうふうにご理解いただけませんか。基本構想については、自治法の改正で自治体がいわゆる議決という形を必要としなくなるような方向で整理が今、進められておりますので。</p>
部会長	<p>それはどういうことですか。</p>
事務局	<p>今は自治法の中で議会の議決を得なければならないとされていますが、自治法そのものにその規定が無くなるということが議論されています。</p>

	<p>今後は、市の条例の中で定めるとい形になると思われしますので、こういう表現が良いかどうかというのは、ちょっと悩ましいところがあります。</p> <p>まさに、この書き方は市の職員、行政に携わる人間は大方わかるのですが、市民から見たときにこういう説明は多分わかりにくい面があるのかなと、今改めて思いましたので、大分市の今後の全体的なというイメージでわかりやすく、さらにそれこそ解説の中で具体的にはこういうことになっていますよと添えた方がわかりやすいのかなと、ちょっとここは一工夫した方が良いのかなというのは思いましたので。</p>
部会長	<p>で、もし改正があっても無くても、そこにこれと関連のある法令なり条例の文があるわけですね。それをここに脚注みたいな形で…。</p>
事務局	<p>どちらにしても、解説の中で細かいことは説明していきますけれども、この定義の中で見たときにどういう表現が一番わかりやすいかなというのは一工夫する必要があると思いますので、それはまた調整させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>条例の本文にこれが出てくるとちょっと、いやらしい感じがするんですね。</p>
事務局	<p>ちょっと、堅すぎるというイメージが多分あるかと思いますので、その辺ちょっとどういう形で定義づけすれば良いかっていうのを…。</p>
部会長	<p>素人向きじゃないなという感じがしますので、そこらへんはお任せしますので、その他は…、さっき言われたひらがなは…。</p>
事務局	<p>それは統一して訂正させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>それでは4ページはもう良いですか、ご指摘は…。</p>
事務局	<p>それでは、全体会までに理念部会として、目的から基本理念、基本原則等を整理するということでしたけれども、本日のご議論をいただいた分のおさらいをさせていただきたいとおもいます。</p> <p>目的につきましては、シンプルな形にして、逐条解説を活用するなりして市民にわかりやすい表現にして欲しいというのが一点ございました。</p> <p>基本理念につきましては二案お示ししましたが、案を軸に調整すること、基本原則についてはそのまま構わないということ、そして定義については総合計画については表現を考えるということと、委員さんからは執行機関の整理をということを宿題としていただきました。</p> <p>本日、当初お示した議論はここまでなんですが、ちょっと時間もありますので、前文の話をですね、前回の7月27日の全体会の中では他部会の委員さんからお示しいただいたものがあったというのは皆さんご承知のことと思います。これについてももう一度考えてみたいということでお話をされていたのではないかと思います、これについては本日どこまで話をしていきましょうか。</p>

部会長	<p>事務局の方で改正素案みたいなものがあるんですか。従来の前文と今のこのメンバーでもう一回見直して多少まだ手直しをする部分があるかないか。その確認と、2件意見が出たことに対する回答がきちっとできるのかどうかということと、会議の中で口頭で出た意見がうまく反映されているかどうかということと、そういう見直しをかけて、最終のこれで自信を持って提出するという形にしたいんですけど、何かありますか、作ったものが...</p>
事務局	<p>前文につきましてはですね、前回、一委員さんからいただいた分を踏まえて、こちらの理念部会の方としては、今、盛り込んでいるのではないかとということで現状のままというお話でした。</p> <p>で、それぞれ委員さんから意見は出たんですけども、出来るだけ文章で意図するところを出していただきたいということで出されたのが、委員さんからということでありました。この部会では委員さんから出された意見を踏まえて、9月1日の全体会でどういうふうな整理をされたのかということをお報告されるかどうかということですね。</p> <p>当然、前文につきましては、私ども現時点で筆を入れさせていただくという考え方も持っておりませんし、これはずっと議論をしていながら整理をしていただくという方針で進んでおりますので、今回の理念部会におきましては、委員さんからいただいた考えに基づいて、どういうふうな方向で検討する、もしくはしないというふうな意見・考え方を発表される必要があるのかなというふうには今思っておりますけれども。</p>
委員	<p>しかし、委員さんも9日間で自分の案が変わっているんだよな。</p>
部会長	<p>かなり共通的な部分もありますよね。だから、全く新しい形で提案されたっという印象は受けなかったんですけども。</p>
委員	<p>段落構成的にはうちの部会に影響されているように見えるけれどもね。</p>
事務局	<p>お話しするとすれば、委員さんはこういう形でご提示がっておりますので、例えばでありますけれども、どうお考えですかと振られたときにですね、今までの部会の議論の内容を、一度部会長さんには部会の議論の経緯を簡単にまとめてお渡ししてはいますが、「今までこういった議論をしてきて、委員さんのご意見はこの議論の中に入っているの、理念部会としては議論を尽くしたと思っております、ただ、文のつながりはこうした方が良いということであれば理念部会として受け入れられると思います」と言うかなのですが、部会の皆さんは提示されたものは同じようなことだと思われていると思うんですね。</p> <p>ただ、全体会の中では「私たちはこういった議論をしてきました」ということは言うべきだと思っております。こういった議論をして前文を作ったんだと、委員さんがおっしゃっていることについては、ここで議論をしてこうなっているだけどもというようなことは話しておいていただかないと、逆に他の部会の方から「理念部会は何も議論をしていなくて、何も話を聞いてくれ</p>

	<p>ない」というふうになってしまいますので、そこについては話をする必要があるのかなと思います。</p>
部会長	<p>だから、せっかく出していただいているわけですから、その中で我々の視野に入っていなかったものは何かあるのかっていうものをはっきりさせたいんですけれども。事務局の方の考え方ではどの部分が我々の今までの議論に入っていなかったか、そこら辺の見解はありますか。</p>
事務局	<p>例えばですね、趣旨のほとんどは今までの議論の中に盛り込まれているのではないかと思います。敢えて申し上げるのであれば、委員さんの提案の中に、「このような自治の精神と実践のもとに」とかですね、「真の自治を実現するための道しるべとして」とかいう、そういう表現に対して、どのような考えを今お持ちですかということ、ちょっと私としてはお聞きしたいなど。</p> <p>表現の差というのはあっても、ほとんど内容的には盛り込まれているんじゃないかなという気はしておりますけども、若干そういうふうなフレーズの部分がありますので、その辺に対するお考えをですね、今の時点でちょっと整理をされておいた方が良いのかなという気がしております。</p>
部会長	<p>だから、気をつけないといけないのは、「我々が議論している中にちゃんと含まれているよ」と、「我々と同じではないか」とこっちは思っている、向こうから「そんな感度の鈍いことでどうするの」と言われると、ちょっと困るわけです。そこら辺がどうなのかなという気がするんですけど。</p>
委員	<p>前段から中段にかけては表現の差だけの問題で、一番最後の段が、決意表明をしているか、状況説明をしているかの違いがあります。</p>
部会長	<p>ということは、理念部会の表現はちょっとまだ弱いと…。そういう印象を持っているわけですね。</p>
委員	<p>でしょうね。</p>
部会長	<p>確かに、後にものすごく立派な自治基本条例の条文があるときに、最初のとっかかりのところで、やっぱり読む人にかなり強い方向付けができるような文章があったら良いけれど、そこがちょっと弱いかなあということは前から感じていたんですよ。その辺がやっぱり指摘される部分ですかね。</p> <p>副部会長さん、この前ちょっと言っておられましたね。前文の…、何か御意見を…、ちょっと最後のところはまだまだ蓋が閉まってないようなお話だったんですけど。</p>
副部会長	<p>みなさんの意見をしっかりまとめていらっしゃるんだけど、だけど、もっとインパクトを強いのを投入したらどうかな…、喚起させるようなね、自覚を促すような。</p> <p>あなた達の自治基本条例、私達の自治基本条例なんですよって…。</p>

委員	<p>個人的には捨てがたいと思っていますけどね。誓いは良いね。「愛して、信じて、誓って制定する」、こういう形でこれが入ると締まるな、確かに。</p> <p>「子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく『ことを誓い、その』ための道しるべとして」としたって、文章的に、今の我々の理念部会の原案に破綻は起きないよね。</p>
委員	どこに誓いを入れましたっけ？
委員	一番最後の行、次の「子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく『ことを誓う』」。
委員	<p>「誓う」の方が、格好良いね。</p> <p>今言われた「このような自治の精神と実践のもとに」とか「真の自治を実現するための道しるべとして」とかあるじゃないですか。私が弱いのかもかもしれないんですけど、こう、カッと来られると...、「そうかな」って、ちょっと退いちゃうというか...。</p> <p>言葉の中で優しく言ってくれると、同じことでも「うんそうだね」って同調するんですけど、ピシッところされると「う～ん」と辛くなっちゃうというもあるんですよね...。今みたいに「のために」を「誓い」に変えたら、それはそっちの方が良いねって思うんだけど...。</p>
委員	僕もこの「このような自治の精神と実践のもとに」というのは、ちょっとこれは昔の文章じゃないかなって...。
委員	結構前のような...。こういう文章が前あったなって...、僕らが子ども時代の頃もあったように感じる...。
委員	でも、委員さんは10日間で、最初の原案からはこの部分だけは全く変えていないんだよ、ここの部分だけは。だから、彼女にとってここがやっぱりエッセンスになるんだな。
副部長	一番最後の締めですもんね。
委員	「誓い」を入れようよ。
事務局	それでは、部会のご意見として、今回、他の部会の案を検討した結果、先ほど議論をいただきました、「私達の子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして」という宣言的な要素を入れたことが非常に良かったということで、修正案として次回の全体会に検討した結果ということで、お出しするということがよろしいですか？
委員	後、前段は全部、ご本人も何度も修正を入れているようにあるし、我々の原

	案に相当影響されているようにも見えるし、良いんじゃないかな。
委員	強いて言えば、特定の山やら川やら名前が出てきているんだけど、あまり言うとな、「どこを入れてどこを入れないのか」という議論にもなってしまうんで…。
委員	それは全体会で出たの？「入れたい」という人と「入れるな」という人とは分かれて…。
委員	高崎山と九六位山と霊山が出た場合、本宮山はどうするんだとか…。それだったら「豊かな山々」とこういうふうに言った方がね。
部会長	そうですねえ…。
委員	少し時間があるので、もう一つだけ。先日の全体会のときに僕が最後の方にチラッと書いた話なんですけど、文章表現をあまりにも明確にし過ぎたり、親切的な言葉遣いをし過ぎてしまうと、逆にその言葉に固定概念を与えることによって、それ以外の考え方を排除してしまう可能性があると思うんです。 なるべくならば、こういう基本条例の場合には、一つの文章の中にいろんな考え方が包含できるような、そういう形で作っていかないと、これから先、空中分解してしまう可能性が出てきます。
部会長	その心配はありますね。だから、違った意見がたまたまその文章に出会ったら、両方とも同じ意見になったというような…。掴みどころは一見ないようだけれども、やっぱり非常に広いファンをひきつける要素になってるとというような文章の書き方ってありますよね。 それから、委員さんともう一人の方いましたね。この方の意見どうなんですかね。
委員	委員さんの方はね、僕たちの議論したのと同じような内容だからな…。
委員	こういう用件を入れて欲しいということなんですかね…。
事務局	もう前に出されたもので、一旦この理念部会で議論されて、委員の言われていることは、ほとんど中に盛り込まれているんじゃないかということで、判断をいただいたというふうに私どもは認識しております。
部会長	それをもう一回見直してみて、少し一歩下がって考えてみてはどうだろうかということで、最終結論にしたいんですけども。 特にあんまり問題になるようなことはないですよ。委員が、「まあまあこれで良いんじゃないか」と言うのか、それとも「違和感がまだまだ残ってるよ」とか、「なんで俺の意見を聞いてくれないんだ」と言われるのか…、どうなんですかね。

事務局	ご本人は、それほど強い批判的なお気持ちはないようには受け取りましたけれど。
部会長	ああ、そうですか。
事務局	一点だけ良いですか。ここで改めて確認いただきたいのが、委員さんの文章の中に、「真の自治を実現するための道しるべとして」というふうなフレームになっているんですが。理念部会の方としては、「確実に引き継いでいくことを誓います」という話だったんですけど、この委員の「真の自治を実現するための」というフレームですね、これはどういうふうにお考えなのか。もう「それはちょっと強すぎるのでいいんだ」というお考えなのか、それとも若干意識した方が良いのかとか。私個人的な感覚で今、意見を言わせてもらっていますけれども、このところは一つ、ご判断いただく必要があるのかなと。
委員	ここまで戦略的にならなくても良いんじゃないかと思うけれど。
事務局	重要なポイントになってくると思いますので、一応、ご判断をいただきたいなど。
部会長	これは、やっぱり前文の最後の締めくくりとして、気持ちとしては、こういうことって持たせたいなという気はあるんじゃないんですかね。
事務局	各委員さんもですね、そういった意見も出された経緯もあります。ただ、全体としては、こういう流れで良いんじゃないかなというご判断をいただいた部分もありますけども、改めて最終的に、「誓います」という言葉を入れるということは今伺ったんですけども...
部会長	今まで他の部会でもいろいろな議論をされているのが聞こえてきた今の段階で、どう考えるかということですよ。
事務局	そのところが、委員の一つ、言われないポイントになっているところがあるのかなというふうには思うところがありますので...。その点をこの部会で再度、ご確認いただければと思います。
部会長	ここで、「真の自治」と出てきたんですけど、「地方自治」というのは一体どういう哲学で、どういうふうに皆が力を合わせる気になってくれるのかというところ、良くわかんないんですよ、まだ。
委員	それは、他人が書いたことですから、他人の頭の中にまで入り込めないけれども、彼らは覚悟を見せたい、せっきやく自治基本条例を作るんだから、そのために覚悟を見せたいという意味で、こういうフレーズを使っているんだろうけれども、それは「誓う」ということだけで勘弁してもらってね...。どっちかという、前文に関して言うと、金平糖みたいな表現じゃなくてマーブル模様み

	<p>たいな形、割ってみるといろんな色があるけど、表面上にはデコボコがないなというような、そういう文章にしておかないと...</p>
事務局	<p>考え方によっては、「本市の在り方を定める」というふうな言葉の中に、その意味が込められていると...、そういう考え方もあります。</p> <p>「目的、理念、要するに基本原則という流れの中で、しっかりとその考え方はありますよ」というのは言えるんですけども、改めて委員さんはそういうふうなフレームで、ここを謳った方が良いんじゃないかなというお気持ちがあるんじゃないかなと...。そういうお考えを受け取っていただければと思います。</p>
委員	<p>その気持ちは良く分かります。ハチマキを締めたいという気持ちがあるのは。</p>
部会長	<p>「真の自治」って大変なことだと思うんですね。だから要するに、人材育成まで遡ってやりださなきゃいけないわけで。</p>
委員	<p>そういうことを考えさせる一つのチャンスとしては、良い方法だと思うけど、今から我々は、市民との会話に入らないといけない段階で、『『真の自治』とは何ぞや』というふうな問いかけを、もし会場でされたとき、どうする？</p>
部会長	<p>「真の」というのがまた難しいと思うんですけど、これから地方自治体として、または地方の市民として、何を考え、道を見つけながら進んでいくかという議論というのは、相当なボリュームがあるし、一概には言えないと思うんですね。</p>
委員	<p>今、委員さんのおっしゃっている「真の自治」というのは、多分、その辺の「自治は～」という3行から流れが来ているんだというふうに思うんです。</p> <p>だから、このことを「真の自治」だというふうに捉えた上で、「それを実現する道しるべとして」というふうになると思うんですね。さっき委員さんの話があって、いわゆるデコボコじゃなくて、ほんとに争点として「そうだね、そういうまちをつくらう」という、あるいは「自治にしていこう」という流れから言えば、彼女自身も書いている「大分市民のあり方」を育てる最高規範という、私達が提案している「本市のあり方を定める」というのと同じことだと思うんですけど、やっぱりそこで括る方が、全体として一番きれいなんじゃないかなと思いますね。</p>
部会長	<p>それで、委員さんの文章の中で、条例前文に取り込んだ方が良いフレーズといたらどれになるわけですかね。「自治の精神」か...</p> <p>委員さんのこの文章に...、非常に高邁な文章だと思うんですけども、市民にどうやって聞かせるんだろう...。訴えかける時、いろんな人がいる中で、それをみんなに理解できるようなレベルで話さなきゃいかんでしょう？難しいなあと思うんですね。</p> <p>今の我々の原案で、精神、「自治の精神」というものはどこにどういうふう</p>



	<p>に盛り込まれていたんですかね。「道しるべ」という形では入ってきているんだけれど、「先人の偉業を誇り」としているところと、「生きた証」、それから、「引き継いでいくための道しるべ」…。</p>
委員	<p>私が最初に…、皆でそれぞれ一人ずつ前文案を出しましたよね。その次に私が最初にまとめた前文を作りましたが、その時には「精神」は出てきました。「私達大分市民は、協働と互惠の精神に基づき、英知を結集し」の部分に。その部分は、この話し合いの中で削りました。</p>
事務局	<p>後段から2行目なんですけど、「大分市本市のあり方を定める最高規範」というフレームがあります。そこにもし一言入れるとしたら、趣旨を生かすということ言えば、「本市の自治のあり方を定める」とかいう言い方も、選択肢としてはあるのかなと思います。これは一つの検討材料としてですけども。「あり方」というのを少し「自治」という形に絞ってという、限定するわけじゃないんですけど、こういうあり方を定めますよという、そんな考え方一つはできるかなと。ただ単に選択肢だけですけど。</p>
部会長	<p>それで、これからの自治ですけど、やっぱり市民の意識をどう変えていくか、高めていくか、呼びかけていくかということところがものすごく大事だと思うんですけど、そのための精神条項としてはやっぱり「郷土愛」とかね、コミュニティでのお互いに助け合う愛情とかね、そういうものがベースになきゃいけないと思いますけど。そういうものがうまく言えているのかどうか…。</p>
委員	<p>「精神」という言葉を使わないで精神論を語ろうとした時に、今「誓い」という言葉を入れることによって、「愛する」、「信じる」、「誓う」、三つ入ったわけですね。それで良いんじゃないかと思うんですけどね。あんまり「精神」という言葉を生に使ってしまうと、精神論が出てきて、全体に対するイメージがそっちへ偏ってしまうと、抵抗を持つ人が出てくる可能性がある。</p>
部会長	<p>だから「精神」という、硬い言葉を出すのは良くないと思うんですよね。だから、やっぱり、中学生でもわかるようなレベルでの、気持ちを高める方法でアドバイスが出来るようなそういう言葉が入ると良いかなあと思うんですけどね。</p>
委員	<p>そのために決意表明という意味で「誓う」を入れたら、少なくとも委員が一番、我々が提案した文章に対して不満を感じているのはその部分だと思うんですよ。「前向きじゃない」というところがやっぱり、彼女の文章を見て感じられるので…。あんまり前向きになって、前につんのめって転んでも困るから、彼女の気持ちを入れるとすれば、そこまでだろう思うけれど。</p>
事務局	<p>それでは、今まで議論を尽くしていただきましたけど、他の委員さんのご意見を入れて、「引き継いでいくことを誓い、そのための」というところに精神的なものや宣言的なものを加味しましたということで、次回全体会の中でお示し</p>

	<p>するということによろしいですか。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>今日はちょうど目的から基本理念、原則のところも宿題をいただくような形ですが、整理出来ました。前文につきましても、他の委員さんからもご意見を基にしたもので、そういうところも反映したということもできますので、全体会に臨めるのではないかとこのところまで出来たと思います。</p>
部会長	<p>課題は一通り良いですか？積み残しがあったら言ってください。</p>
委員	<p>前文に関しては、基本的には、あくまでこの話し合いの過程での最後の提案であって、全体の文章、条文が全部できあがらないことには…。</p>
部会長	<p>それからもう一つ、全然別の話なんですけどね。全体会ではコンプライアンスの関係の条文を入れないとか削除したとか、そんな話はなかったですかね。ありましたよね。</p>
事務局	<p>市政運営部会なんですけれども、先週、再度会合を開きまして、法令遵守の件については、削除ということで確認をさせていただいております。ですから、9月1日の全体会では、法令遵守の条文は無いものとしてお示しすることになると思います。</p>
部会長	<p>今の世の中を見ていると、非常にやっぱり心配になるんですよね。</p>
事務局	<p>部会での意見は、事務局もそうなんですけど、法令を守るのは当たり前なことだということで、敢えて自治基本条例の中に入れ込んでという…、そこまで入れ込んで法令遵守を謳う必要があるかどうかという…。そういう、当たり前ということで削除ということになりました。</p>
部会長	<p>いや、当たり前のことって簡単に言うけど、ものすごくやっぱり、ある意味じゃ困難な問題なんですよね。今の日本の社会の状況から見るときに。</p>
委員	<p>僕は入れなくなったのは当然だと思っています。というのは、ここにきて敢えて今、事務局が言うように、本来的には法令遵守なんて当たり前のことじゃないかという世界なのに、わざわざ法令遵守と言い出した一番大きいものは何かと言うと、相互監視なんですよ。</p> <p>例えば、会社によって、会社の組織の一員として働いていても、会社がもし反社会的な行為を起こしたら、必ずそれを訴えなければいけませんよと社員に対して求めるものが、今の法令遵守の法律を作る、あるいは条例を作る、ルールを作る目的の一つなんですよ。</p> <p>我々の自治基本条例は、あくまでも協働の体制を作ろうとしているという時に、相互監視はちょっと馴染まないと思いますが…。</p>

<p>部会長</p>	<p>相互監視という形でのコンプライアンスを推進する考え方というのは、一方であるかもしれませんが、やっぱり個人個人の、生まれた時からずっと育てられる中で、親から引き継いでいくものがあるわけですね。</p> <p>社会人として、一体どういうふうに振舞ったら良いのかっていう個人の問題として、そういう「躰」があるわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>それは別の表現で、例えば僕は、子どもに関する条文を一つ入れるという時に、子どもをどう育てるかの中で、今おっしゃるような部分をうまく表現して入れたらどうかということで、自分でもいくつか文章を工夫して考えてみたんですが…。どちらかと言うと、それこそさっきも部会長さん、精神論じゃないですけど、モラルや道徳というレベルのところに触れていく部分ですね。</p> <p>それと、要するに社会のシステムを構成している法体系で、何らかの形でそれを縛り上げようというのとは、ちょっと相容れないところがあるんですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>一つはですね、検討しておった条文の中身というのが、「皆さんで法律守りましょう」じゃなくて、「市役所の、市の職員が守りましょう」という内容で検討していたんですよ。それはちょっとあまりにも、我々職員としては当然のことすぎて、それを自治基本条例の中で謳う必要があるのかなという議論になったものですから、結論的には今そういうことになっているんですけども。今、社会全体の中で乱れているからどうかという側面のお話では…、当初のスタートはどうだったかわからないですけども、部会が市政運営部会というのがありまして、話の中身はそういう方向で検討しております。</p>
<p>部会長</p>	<p>大分市の最高規範を作るのに、「当たり前のことだから」というだけで外すというのは、ちょっと納得いかないんですね。要するに、決めたってそれで良くなるというわけのものでもないかもしれないけど、少なくとも書いてなきゃおかしいじゃないかという…。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年4月からだと思っておりますけれど、別に、いわゆる公正な職務の執行の確保等に関する条例というものが、まあ我々のことになるんですけども、そういう条例が新たにできております。そういった経緯も踏まえてということで、市政運営部会といたしましては、「削除」という形で確認させていただいております。</p>
<p>部会長</p>	<p>だから、「実効的には、そういう部分でもう担保されているんだよ」という言い方は出来ると思っておりますよ。ただ最高の条例として、何かそこに、「保安官のバッジ」じゃないけど、キラッと光るものがそこに睨みを効かせてくれないと困るんじゃないかなと。</p> <p>やっぱり、実効性が何もないかもしれないけど、書いておいてほしいなあという気が、私個人としてはするもんですからね。書いたからどうって言うことは多分ないと思いますが、本当は法令の問題じゃないんですけどね。</p>

委員	行政の法令遵守条例はどうなったかな？去年作っただろう？あれがあるから、言ったら、「屋上屋」になるからいらぬという話になったんだろう。
事務局	それも一つの要因にはなるとは思うんですけども。当たり前のことを、どこまで書くかという議論にもなるかと思うんですけども…。
部会長	「どこまで」という尻尾の方の話じゃないわけですよ、今、私が言ってるのは。もっとずっと上流のね、最初の一つに楔を打つようなところの話なんですよね。
委員	それは、いわゆる法令遵守条例に関する条文という形ではなくて、今おっしゃるような趣旨に沿った形で、一つ条文を考えて、それを提案しましょうよ。
事務局	今部会長が言われた趣旨の文はですね、「市民の責務」というところに、例えばですけど、「まちづくりの参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと」ということを謳っています。そして、事業者とか地域活動団体等は「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する努めるものとする」という、これが部会での議論で追加され、整理された言葉であります。 そういう趣旨の文は、こういう形で入っていますので、さらに強く条文という形で盛り込む必要があるかどうかというのは、またそういうご意見であれば、全体会で出していただいて、盛り込むかどうかという判断を…。
部会長	だから「ワン オブ ゼム」で括って、「あるところに入ってるよ」と言うのと、それからその中の一項目だけ取り出して別なところにドンと据えるというのは、ちょっとやっぱりニュアンスが違うと思いますけども…。
事務局	今、言われてることが全部盛り込まれているかどうかは別として、そういうふうな自覚と責任を持って、まちづくりに努めなきゃならないというような項目はしっかりと出ています。「『市民』と言いますが、事業者も一緒ですよ」と。そういう趣旨でまちづくりに取り組んでいきましょうという項目は入っています。
部会長	だから、「自治基本条例になんでそういうことをしなきゃいけないんだ」と、いろいろ議論はあると思うんですけど、今の日本の国内の状況を見ると、段々と、要するにコンプライアンスの問題が広がっていつているわけですね。 これは多分ね、経済界で言えば、景気の良い時はそういうことは比較的問題にならないけど、やっぱり景気が悪くなる、これから低成長時代をずっと続けている中で、かなり皆さん今より苦しい思いをしなきゃいかんとすると、いろんな形の問題が出てくるわけですよ。だから、そういうことを考えたときに、ものすごく心配なんですよね。
委員	今、部会長さんがおっしゃっている、コンプライアンスに関する趣旨の中で、

	<p>今、事務局が言ったもので、まだカバーできてない分が、最初におっしゃった子どもをどう育てるのかというのが無いでしょう。それを提案されたら良いと思いますよ。提案しましょうよ。皆で一項設けて、子どもをどう育てるかという部分が欠けてるじゃないかということで、そういう条文を理念部会として提案しますという形で持っていけば…。それも、あんまり子どもに物を押し付けるようなことになっても困るんで…。</p>
部会長	<p>いや、子どもにじゃなくて、子どもの親に押し付けたいわけですよ。</p>
委員	<p>だから、自分と同じように他者も尊べるだけの子どもを育てましょうみたいな、そういうものを…。</p>
事務局	<p>市民部会の方で、「市民の責務」の中で、「市民の将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない」という文言を、この間の市民部会の中で追加をされておりますので、そこら辺りも、委員さんがおっしゃったところも網羅されているのかなというふうには感じているんですけども。</p>
部会長	<p>確かに出ているようですけども…。</p>
委員	<p>そこにもう少しね、今部会長さんがおっしゃったような趣旨の文が加味されれば良いんじゃないかと思うんだけどね。</p>
部会長	<p>私のは部会の総意じゃないから分かりませんが、それは…。ごねるようなつもりはないですけど。</p>
事務局	<p>委員さんが言われるように、若干、足りない部分があるということであれば、対案というか、理念部会でも対案という形で各部会にお願いしておりますので、そういった形でお示しいただければ、検討しやすいのではなかろうかなと思います。</p>
事務局	<p>子どもに関する条例か、名称は定かではありませんけども、今議会の方で制定に向けて動いています。トータルでこういう形でいけば、子どもに関する条例も、現在の進捗状況と照らし合わせても良いんじゃないかなというようなご意見もいただいているようなところがありますので、そこの絡みで、どういう調整をすればさらに良くなるのかというのも、まだ見えませんが、そういうご意見があれば、今、担当が申しあげました通り、「ここにこういうふうなフレームで入れた方が良い」という形で対応いただければと思います。</p>
部会長	<p>はい、わかりました。他に事務局から連絡事項ないですね？それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。</p>